

令和 7 年 度

第 2 回 第 二 農 地 部 会 定 例 会 議 事 録

令和 7 年 5 月 27 日（火）

ユートピアくびき希望館 2 階 第 2 会議室

令和7年度 第2回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和7年5月27日(火) 午後3時30分
会 場 ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(7名)

1 番	長井	8 番	小山	11 番	笠原
12 番	長瀬	17 番	高波	18 番	田鹿
19 番	中嶋				

(2) 農地利用最適化推進委員(16名)

(安塚区)	和栗	松苗	
(浦川原区)	井部	藤村	
(大島区)	高橋		
(牧 区)	中川	米川	秋山
(柿崎区)	佐藤	小林	平野
(大潟区)	細谷		
(頸城区)	上原	伊巻	
(吉川区)	常山	石野	

2 欠席委員

(1) 農業委員…3 番 竹原 5 番 橋本 7 番 滝沢
10 番 五十嵐 21 番 大島

(2) 農地利用最適化推進委員…(大島区) 小山
(三和区) 福原 高橋

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主 任	岩崎
浦川原区駐在室	主 任	中部
大島区駐在室	主 任	朝倉
牧区駐在室	主 任	樋口
柿崎区駐在室	次 長	片岡
	主 任	上田
大潟区駐在室	班 長	玉井
頸城区駐在室	主 任	関間
吉川区駐在室	班 長	久保埜
三和区駐在室	班 長	橋立

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

8 番 小山 12 番 長瀬

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

議案なし

② 浦川原区駐在室管内分

議案なし

③ 大島区駐在室管内分

議案なし

④ 牧区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

⑥ 大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

⑦ 頸城区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑧ 吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

⑨ 三和区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

柿崎区 駐在室長	【１．開会】 午後３時３０分 それでは、これより令和７年度第２回第二農地部会定例会を開催いたします。
柿崎区 駐在室長	【２．部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)
柿崎区 駐在室長	それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
議 長	【３．資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	本日は、出席委員７名、欠席委員５名であり、上越市農業委員会会議規則第７条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数１９名の内、出席推進委員１６名、欠席推進員３名です。
議 長	【４．議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 ８番 小山委員、 １２番 長瀬委員を指名いたします。
	【５．上越市農業委員会憲章の唱和】 省略
議 長	【６．議事】 それでは、議案の審議に入ります。
議 長	≪<u>牧区駐在室の議案</u>≫ 最初に牧区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u><議案第１号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></u> 議案第１号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号３３０４番から３３０５番の２件を上程します。事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。 それでは、議案書は１頁をご覧ください。

	番号 3304 番と 3305 番の 2 件となります。 こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権設定です。 今回の対象農地につきましては、2 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《<u>柿崎区駐在室の議案</u>》 次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について</u>＞ 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 3722 番から 3727 番の 6 件を上程します。事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 1 頁から 2 頁をご覧ください。 番号 3722 番は、譲渡人が労力不足のため、経営規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。番号 3723 番から 3727 番までは、契約期間満了に伴う再設定です。 譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。

長井委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	《<u>大潟区駐在室の議案</u>》 次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。 <u>＜報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について＞</u> 報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 4607 番から 4608 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます。 大潟区駐在室 大潟区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」説明いたします。 1 頁、番号 4607 番、4608 番をご覧ください。 4607 番は、大潟区九戸浜地内、4608 番は、大潟区土底浜地内の農用地で 2 件とも譲受人の一般住宅建築の敷地とするために転用するものです。 本件の土地はいずれも住宅団地内にあり、四方を住宅や市道に囲まれていることから転用・造成を行っても周辺に影響を及ぼすものではありません。 以上です。 議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり) 議 長 特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

議 長	《<u>頸城区駐在室の議案</u>》 次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について</u>＞ 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号 5302 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」利用権設定 1 件をご説明いたします。 今回の対象農地につきましては、2 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《<u>吉川区駐在室の議案</u>》 次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 6360 番から 6366 番の 7 件を報告します。事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。 それでは 1 頁、6360 番から 2 頁、6366 番の 7 件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。

	いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕は3件、地主耕作は1件、中間管理機構へ貸付が3件です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	＜議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について＞ 議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号6201番から6210番の10件を上程します。事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	それでは、まず「地域計画内」であります、3頁、6201番から4頁、6206番の6件をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、5頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画外」であります。6頁、6207番から6210番の4件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、7頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長	(賛成の委員は挙手) 賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<u>＜議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について＞</u>
議 長	議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、地域計画内ならびに地域計画外の番号 6201 番から 6203 番の 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	それでは、まず「地域計画内」であります、8 頁をご覧ください。 こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権移転です。 この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。 具体的な対象農地は 9 頁からの対象農用地リストのとおりです。 次に「地域計画外」であります、10 頁をご覧ください。 この案件も、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。 具体的な対象農地は 11 頁からの対象農用地リストのとおりです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

議 長	《<u>三和区駐在室の議案</u>》 次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8607 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」報告します。 議案書は 1 頁、番号 8607 番をご覧ください。 番号 8607 番は、当該農地を他者に売却するため解約するものです。 関連案件は、備考欄に記載したとおりです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	＜<u>議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について</u>＞ 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8607 番から 8608 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明します。 議案書は 2 頁、番号 8607 番及び番号 8608 番をご覧ください。 これらの案件は、法人の解散に伴い法人が所有している農地を無償で譲るものです。 なお、譲受人の状況は、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
三和区 駐在室	本日、確認した委員は欠席ですが、問題ない旨の連絡を受けております。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
笠原部会長	【 7. その他】 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
笠原部会長	何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦勞様でした。
柿崎区 駐在室長	笠原部会長、ありがとうございました。
柿崎区 駐在室長	【 8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。 (田鹿職務代理あいさつ)
柿崎区 駐在室長	【 9. 閉会】 以上をもちまして、令和 7 年度第 2 回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。 午後 3 時 46 分終了